

郡山市開発審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市開発審査会条例（平成11年郡山市条例第49号）第7条の規定に基づき、郡山市開発審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 審査会の事務局を都市構想部開発建築指導課に置く。

2 事務局に事務局長及び書記を置く。

3 事務局長には開発建築指導課長を、書記には開発建築指導課職員をもってこれに充てる。

4 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局長があらかじめ指名する開発建築指導課職員がその職務を代理する。

5 事務局長は会長の命を受け、その事務を処理する。

6 書記は事務局長の命を受け、庶務に従事する。

(召集の通知)

第3条 会長は、審査会を召集しようとするときは、やむを得ない場合を除くほか、会議の3日前までに会議の案件、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第4条 委員は、召集を受けた場合において、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(除斥)

第5条 委員は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第7項に該当するときは、当該裁決に関する議事に入る前に、議長に申し出なければならない。

(専決)

第6条 次に掲げる事項は、会長の専決とする。

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）第21条の規定により相当の期間を定めて弁明書の提出を命じること。

(2) 法第22条第1項の規定により、審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを処分庁に送付し、相当の期間を定めて弁明書の提出を求めること。

(3) 法第24条の規定により、参加人としての当該審査請求に参加することを許可し、求めること。

(4) 法第25条第2項の規定により、審査請求人又は参加人が補佐人とともに出頭することを許可すること。

(5) 法第26条ただし書の規定により、証拠書類又は証拠物を提出すべき期間を定めること。

(6) 法第27条の規定により、その知っている事実を陳述させ、又は鑑定を定めるため参考人として、審査会に出頭することを求めること。

(7) 法第28条の規定により、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求めること。

(8) 法第29条第1項の規定により、必要な場所につき検証をすること。

(9) 法第29条第2項の規定により、検証の日時及び場所を申立人に通知すること。

(10) 法第30条の規定により、審査請求人又は参加人を審尋すること。

- (11) 法第33条第3項の規定により、閲覧の日時及び場所を指定すること。
- (12) 法第34条第4項の規定により処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復困難な損害を避けるため緊急の必要があると認められる場合において執行停止すること。
- (13) 法第36条の規定により、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離すること。

(会議の非公開)

第7条 審査会の会議は、都市計画法第50条第3項の口頭審査の場合を除き、非公開とする。ただし、会長が特に認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第8条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長が委員の中から指名した委員二人が署名するものとする。

- (1) 出席委員名
- (2) 議事日程
- (3) 議事のてんまつ

(公印)

第9条 会長の公印の名称、書体、大きさ、個数、用途及び管理者は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要領は、平成12年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

別表第1

公印の名称	書体	大きさ (ミリメートル)	個数	用途	管理者
郡山市開発 審査会長印	れい書	方21	1	会長名をもってする文書	開発建築 指導課長

別表第2

郡山市開 発審査会 長 印
